

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇公告 あん摩師、はり師及びきゆう師試験の実施
准看護婦試験の実施
- ◇雑報 市町村職員共済組合会の招集

公 告

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり行なう。

昭和三十五年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

二 試験日時

- 1 学科試験 昭和三十五年三月十七日午前九時
- 2 実地試験 昭和三十五年三月十八日午前九時

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

あん摩理論

医事法規

実地試験

あん摩実技

2 はり師試験の科目

学科試験

- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学(消毒法を含む。)
- 症候概論
- 治療一般
- 漢方概論(経穴を含む。)
- はり理論
- 医事法規
- 実地試験
- はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学(消毒法を含む。)

- 症候概論
- 治療一般
- 漢方概論(経穴を含む。)
- きゆう理論
- 医事法規
- 実地試験
- きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつてあん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者又はきゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式によりすでに受験した科目の免除願を提出すること。(この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。)

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。

学科試験は、筆記又は点字で行なう。

五 受験資格

- 1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者
- 2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

六 受験願書の提出期限

昭和三十五年三月十二日(郵送の場合は、三月十二日付けの消印あるものは有効)

七 受験願書の提出先

所轄保険所に提出すること。ただし、他府県居住者は、鳥取県厚生労働部衛生課(鳥取市東町一丁目)あて提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は、現金又は普通為替で納付すること。

九 提出書類

- 1 受験願書(第一号書式)
- 2 履歴書(第二号書式)
- 3 五に該当することの証明書
- 4 戸籍抄本又は戸籍謄本
- 5 写真(手札型とし、出願前六月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出席した試験の種類、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。)

十 受験票の交付

受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

第一号書式

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願

本籍 住所

氏名 年月 日生

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので、履歴書その他証明書及び写真を添えてお願いします。

年月 日

氏名 年月 日生

鳥取県知事 石破二郎殿

第二号書式

履歴書

本籍 住所

氏名 年月 日生

学歴 職歴 賞罰 右のとおり相違ありません。

年月 日

氏名 年月 日生

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍 住所

氏名 年月 日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いします。

ます。

年月 日

氏名 年月 日生

鳥取県知事 石破二郎殿

第四号書式

学科試験受験科目免除願

本籍 住所

氏名 年月 日生

昭和何年何月何都道府県において施行されたはり師試験(きゆう師試験)に合格しているが、きゆう師試験(はり師試験、あん摩師試験)を受けたので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるよう、はり師試験(きゆう師試験)合格証書の写を添えてお願いします。

年月 日

氏名 年月 日生

鳥取県知事 石破二郎殿

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、准看護婦試験を次のとおり行なう。

昭和三十五年二月二十三日

鳥取県知事 石破 二郎

一 試験場所

学科 鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎

二 試験期日

学科 昭和三十五年三月二十二日 午前九時から

実地 昭和三十五年三月二十三日 午前九時から

三 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生
食餌療法
薬理概論

一般看護法（理論及び実地）

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

精神科疾患及び看護法

皮膚泌尿器科疾患

理学療法

四 受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指

定した准看護婦養成所を卒業した者

3 保健婦助産婦看護婦法第二十一条第一号、第二号又は第四号に該当する者

4 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、保健婦助産婦看護婦法第二十一条第四号に該当しない者で、前記1又は2に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めたる者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内にあつて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で、当該地域内において引き続き三年以上保健婦助産婦看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を行なつていた者のうち、准看護婦試験受験の当日において十七年以上の者であつて、前記1又は2に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めたる者

五 試験方法

学科試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十五年三月十五日とする。ただし、郵送の場合には、三月十五日付けの消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県厚生労働部衛生課

八 受験手数料

受験手数料は四百円とし、鳥取県収入証紙を受験願書にちよう、付して納付すること。（郵送の場合は、必ず書留とすること。）

ただし、県外から受験しようとするときは、現金又は普通為替で送付すること。既納の手料は、返還しない。

九 提出願書

1 受験願書（様式一）

2 履歴書（様式二） 3 写真（手札型とし、出願前六

月以内に正面で撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

4 (一) 四の1、2及び3に該当する者については、修業証明書又は卒業証明書（受験当日までに卒業見込みの者は卒業見込証明書）

(二) 四の4に該当する者については、外国の看護婦学校卒業証明書又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

(三) 四の5に該当する者については、次に掲げる証明書

(イ) 被証明者の上司若しくはこれに準ずる者で責任ある地位についていた者（たとえば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等）又は被証明者が業務に従事していた病院若しくは診療所の所在する地区における政府若しくは軍の医療機関において右と同様な地位にあつた者で、被証明者との関係が明らかな者の証明した者であること。

様式一

准看護婦試験受験願

紙 証

本籍

住所

氏(ふりがな) 名

年 月 日生

昭和 年 月 日 施行の准看護試験を受け

たいので、関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右 氏 名印

鳥取県知事 石破二郎殿

「備考」 用紙は、日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。収入証紙は消印してはならない。

- (ロ) 保健婦助産婦看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行なつていたことを確実に証明するものであること。
 - (ハ) 証明書は、信頼するに足りると認められる者の証明書であり、かつ、証明内容が証明者の確実に証明できる範囲内のものであること。
 - 5 戸籍抄本
 - 十 受験票の交付
- 受験票は、直接受験者あて郵送して交付する。

様式二

履 歴 書
本籍
住所

氏(ふりがな) 名

年 月 日生

学 歴

職 歴

賞 罰

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

右 氏 名印

「備考」 用紙は、日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第二回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月二十三日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一 日時 昭和三十五年三月四日 午前十時三十分

二 場所 東伯郡三朝町 「溪泉閣」

三 附議事項

1 昭和三十五年度事業計画書について

2 保養所設置規程の一部改正について

3 業務方法書の一部改正について

4 貯金規程の一部改正について